

「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」(平成18年12月12日社会保障審議会福祉部会)のポイント

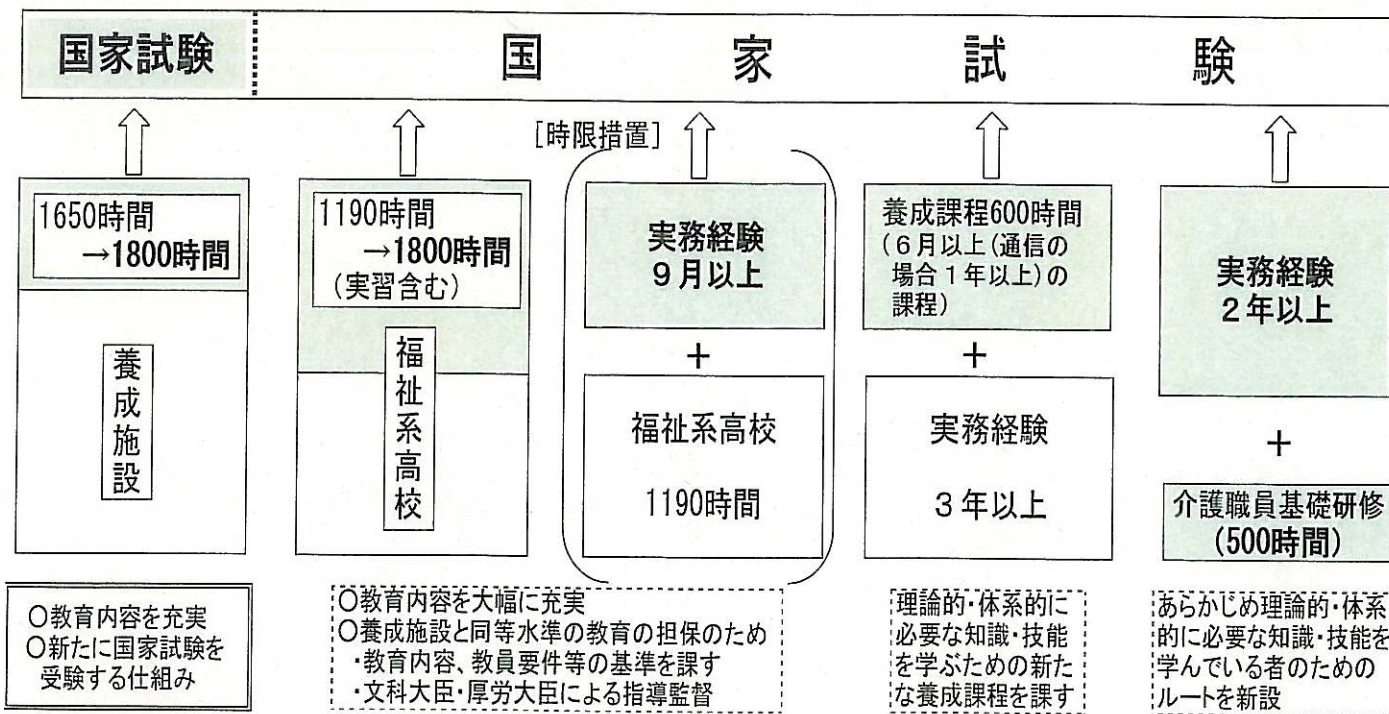
意見書の位置付け

- 介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方について、1988年(昭和63年)の制度施行から18年間の介護や社会福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、特に養成の在り方を中心に、法律改正も視野に入れつつ、取りまとめを行ったもの。

第1 介護福祉士制度の在り方

高齢者・障害者に対する新しいケアモデルに対応できるような専門資格としての介護福祉士の養成の在り方の側面と、少子高齢化が急速に進展する中での介護の担い手の人材確保の側面とを如何に調和させていくか。

同等水準の教育内容が担保されることを前提として、多様な人材が介護福祉士として介護現場に入ってくる途を開いておくことが望ましい。資格取得のためには、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、一元化を図るべき。



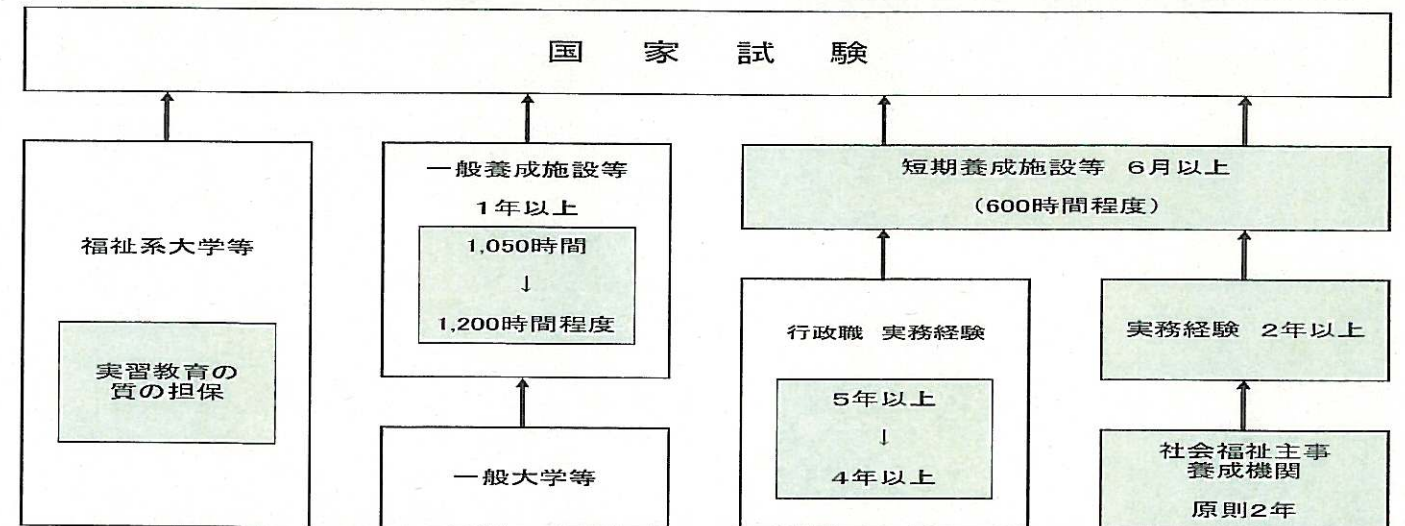
第2 社会福祉士制度の在り方

【社会福祉士制度の現状と課題】

- 社会的認知度が低い。
- 高い実践力を有する社会福祉士が養成されていない。
- 資格取得後のOJTの仕組みや能力開発やキャリアアップを支援するための研修体系等の整備が進んでいない。

【社会福祉士の養成における課題】

- 教育カリキュラムが社会福祉士を取り巻く状況の変化を反映していない。
- 求められる技能を修得できるような実習内容になっていない。
- 福祉系大学等の教育内容等は大学等の裁量にゆだねられることから、教育内容等にばらつきが見られる。



【見直しの方向性】

- 社会福祉士に求められる役割を踏まえ、法律上の社会福祉士の役割、責務等の見直しについて検討するべき。
- 専門家による作業チームを設置し、教育カリキュラムの見直し等について早急に検討していくべき。
- 実習の必須事項の提示、実習担当教員の要件の見直しや受入施設の実習指導者に対する研修の充実等により、実習の質の担保・標準化を図っていくべき。
- 福祉行政や福祉現場における任用の拡大のため、任用要件の見直しや個々の社会福祉士に対する支援策について検討するべき。

第3 終わりに

新しい資格取得体系の実施後の状況を踏まえ、必要に応じて更なる見直しを検討することが考えられる。

介護福祉士制度及び社会福祉士制度について

介護福祉士制度

定義 介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって介護を行うこと等を業とする名称独占の国家資格。

資格取得体系



資格取得者数（累計）

1988年（昭和63年）の制度施行以来、約54.8万人が資格を取得。
 うち、養成施設ルート 約20.6万人（約37%）
 実務経験ルート・福祉系高校ルート 約34.2万人（約63%）

国家試験の状況 [2006年（平成18年）試験の例]

受験者数約13.0万人、合格者数約6.1万人（合格率約47%）

就労状況

介護保険の施設サービスで就労する介護職員の約4割、在宅サービスで就労する職員の約2割が介護福祉士。

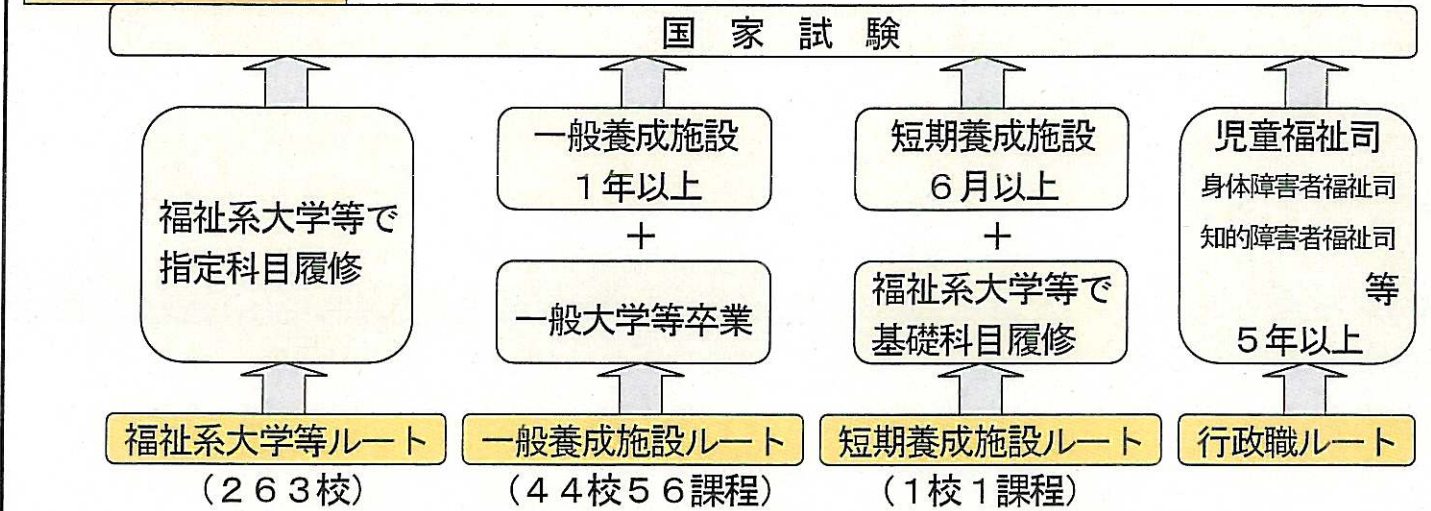
福祉人材の確保

- 2004年（平成16年）9月末現在の介護福祉士資格保有者約41万人のうち、介護保険事業に従事する者が約22万人、介護保険事業以外に従事する者が約0.9万人であり、いわゆる潜在的介護福祉士は約18万人と推計される。
- 2004年（平成16年）の介護職員数は約100万人。ごく粗い試算によれば、2014年（平成26年）の介護職員数は140～155万人程度であり、今後10年間で年間平均4.0～5.5万人程度の増加が見込まれる。
- 一方、ごく粗い試算によれば、毎年7万人程度の介護職員の増加は可能と見込まれている。これを現実のものとしていくためにも、魅力と働きがいのある職場づくりが必要であり、社会福祉法に基づく人材確保指針の見直し等について、検討を行っていく。

社会福祉士制度

定義 社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって福祉に関する相談援助を行うことを業とする名称独占の国家資格。

資格取得体系



資格取得者数（累計）

1988年（昭和63年）の制度施行以来、約8.3万人が資格を取得。

国家試験の状況 [2006年（平成18年）試験の例]

- 受験者数約4.4万人、合格者数約1.2万人（合格率約28%）
 - 福祉系大学等ルート：約24%
 （大学等別では、80%超から0%まで広範囲に分布。50%を超えるものは14%）
 - 一般養成施設ルート：約40%
 （養成施設別では、80%超から20%まで分布。50%を超えるものは約45%）

就労状況

- 社会福祉士の就労先は、社会福祉施設等が約41%、社会福祉協議会等が約14%、医療機関が約11%、行政機関が約8%、独立型社会福祉事務所等が約1%。
 （（社）日本社会福祉士会による会員を対象とした調査）
- 介護保険事業の生活相談員等のうち社会福祉士の資格を有している者の比率は、施設サービスでは約28%、在宅サービスでは約15%。また、これ以外の社会福祉施設等では6%と概して低い。
- 福祉事務所の職員のうち社会福祉士資格を有している者の比率は、査察指導員や生活保護現業担当員で約3%となっているなど、極めて低い。